

【旧鳥屋野小学校跡地】
一般競争入札による市有財産の売却
（入札のご案内）

入札日：令和8年7月8日（水）

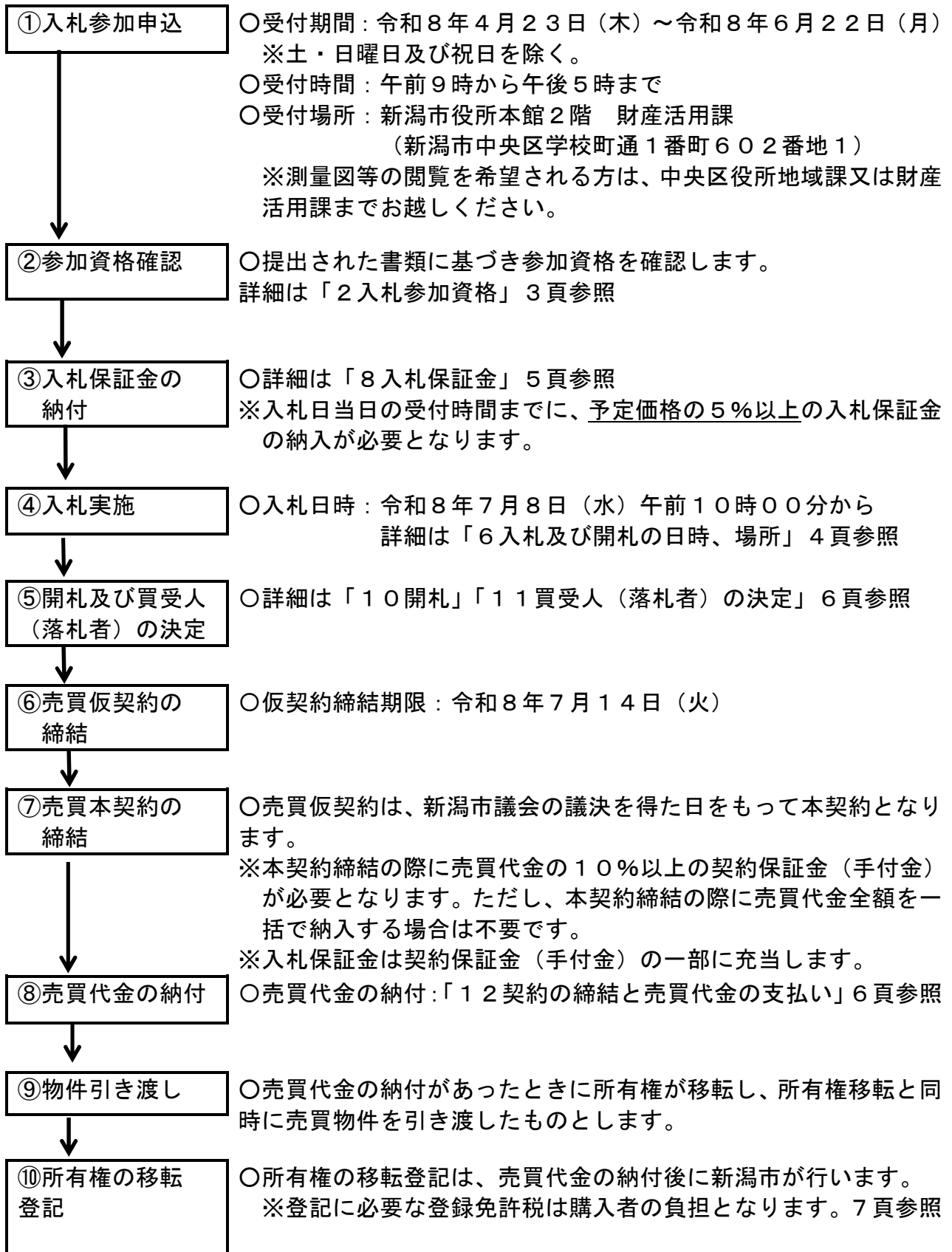
新潟市

中央区役所地域課
財務部財産活用課

目 次

	頁
◆ <u>申し込みから所有権移転登記までの流れ</u>	1
◆ <u>一般競争入札のご案内</u>	
1 売買物件	2
2 入札参加資格	3
3 入札にあたって付す条件	3
4 入札参加申込方法	4
5 質問の受付	4
6 入札及び開札の日時、場所	4
7 入札当日に必要な書類など	5
8 入札保証金	5
9 入札	5
10 開札	6
11 買受人（落札者）の決定	6
12 契約の締結と売買代金の支払い	6
13 所有権の移転等	7
14 その他	8
15 物件調書（調書・案内図・明細図）	9
16 市有財産売買仮契約書（案）〔契約保証金契約時納入〕	13
17 市有財産売買仮契約書（案）〔売買代金契約時一括納入〕	21
◆ <u>入札応募書類様式</u>	
様式 1 市有財産一般競争入札参加申込書	29
様式 2 質問書	31
様式 3 入札書（申込人が直接入札される場合）	32
様式 4 入札書（申込人が代理人に委任した場合）	33
様式 5 委任状	34
様式 6 同意書（申込人が、未成年者、被保佐人等の場合）	35
様式 7 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書	36
様式 8 名簿（役員等一覧表）	37
封筒記載例	38
入札参加申込受付会場・入札受付会場等 案内図	39
問い合わせ先	39

◆ 申し込みから所有権移転登記までの流れ



一 般 競 争 入 札 の ご 案 内

「一般競争入札」は、広く入札参加者を募り、新潟市が定める予定価格以上で最高の価格をもって入札した方を売買契約の相手方とするものです。

この物件の入札に参加を希望される方は、次の各事項をよく読み、内容を十分把握したうえでお申し込みください。

1 売買物件

入札 番号	区分	所 在 地	地目	実測面積 (㎡)	予定価格 (円)
1	土地	中央区烏屋野三丁目 601 番 1	畑	109.93	—
		中央区烏屋野三丁目 602 番 1	畑	32.71	—
		中央区烏屋野三丁目 602 番 2	用悪水路	56.86	—
		中央区烏屋野三丁目 603 番 1	畑	932.79	—
		中央区烏屋野三丁目 603 番 5	宅地	1,608.30	—
		中央区烏屋野三丁目 605 番	田	2,261.76	—
		中央区烏屋野三丁目 610 番 3	学校用地	2,142.13	—
		中央区烏屋野三丁目 1233 番 1	畑	315.35	—
		中央区烏屋野三丁目 1234 番 1	宅地	206.16	—
		中央区烏屋野三丁目 1307 番 2	宅地	2,121.42	—
		中央区烏屋野三丁目 1316 番 2	畑	492.47	—
		中央区烏屋野三丁目 1316 番 4	公衆用道路	59.61	—
		中央区烏屋野三丁目 1322 番 2	田	42.66	—
		中央区烏屋野三丁目 1323 番 6	宅地	78.65	—
		中央区烏屋野三丁目 1323 番 8	畑	40.53	—
		中央区烏屋野三丁目 1323 番 9	田	301.49	—
		中央区烏屋野三丁目 1325 番 4	雑種地	83.58	—
		合計			

※売買物件の詳細は、物件調書（9頁）をご覧ください。

(注1) 売買物件は現況引渡しとなります。当該地上の建物（動産、備品等を含む）、工作物、樹木等についても現状有姿のまま引き渡すこととなります。

(注2) 売買物件の測量図等の閲覧を希望される方は、中央区役所地域課（中央区役所5階）又は財産活用課（市役所本館2階）までお越しください。

閲覧期間は、令和8年4月23日（木）から令和8年6月22日（月）までとします。（土・日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで）

2 入札参加資格

(1) 入札の参加者となることができるのは、個人及び法人とします。

※2名以上の連名（共有）による入札参加もできます。

(2) 次の事項に該当する場合は、入札に参加することができません。

- ① 成年被後見人
- ② 未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ③ 破産者で復権を得ない者
- ④ 正当な理由がなく新潟市公有財産事務取扱要領による契約を締結せず、又は履行しなかった者で、当該事実があった後2年を経過していない者
- ⑤ 新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第6条に規定する排除対象者

(3) 入札参加時に提出された書類に基づき、参加資格を確認します。参加資格がないことが判明した場合、参加を取り消し、その旨及びその理由を「参加資格確認通知書」により郵送で通知します。

入札実施後に参加資格がないことが判明した場合、落札を取り消し、次点以降の補欠者のうち優先順位の高いものから繰り上げて買受人（落札者）とします。

3 入札にあたって付す条件

売買契約締結に際し、次の内容の条件を付します。

(1) 用途の指定

売買物件の引渡しの日から10年間、当該物件を住宅の用に供してください。ただし、北西側突出部分については、土壤調査の結果、その一部において、基準値を超過するフッ素が検出されており、形質変更時要届出区域に指定されています。（詳細については、新潟市ホームページ掲載の資料をご覧ください。）そのため、当該部分については、新潟市としては、費用対効果を鑑み、公園、駐車場、市道としての利用を前提としますが、買受人自らの責任と費用負担において、関係法令に適合する土壤汚染対策を講じたうえで公園、駐車場、市道以外の用途として利用することを妨げるものではありません。（詳細については、**売買仮契約書別紙「第23条の規定による特約事項」（18～20ページ）**及び**「第22条の規定による特約事項」（26～28ページ）**をご覧ください。）

(2) 風俗営業等の禁止

売買物件の引渡しの日から10年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、及び同条第5項に定める性風俗特殊営業その他これらに類する業の用に供することはできません。

(3) 暴力団事務所等への使用禁止

売買物件の引渡しの日から10年間、売買物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する事務所の用に供することはでき

ません。

(4) 違約金

上記3の(1)、(2)、(3)に定める義務に違反した場合、売買代金の100分の30に相当する金額を徴収します。また、履行確認のための実地調査を拒み、妨げ若しくは忌避し、又は遅延した場合は売買代金の100分の10に相当する額を違約金として徴収します。

(5) その他 3(1)～(4)に記載がない事項については契約書のとおりとします。

4 入札参加申込方法

(1) 申込書類

入札に参加しようとする方は、下記申込書類をご提出ください。

- ①市有財産一般競争入札参加申込書（入札応募書類の様式1をご利用ください。）
- ②暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書（入札応募書類の様式7・様式8をご利用ください。）
- ③添付書類（入札参加申込受付開始日（令和8年4月23日（木））以降に発行されたもの）
個人の場合 住民票
法人の場合 登記事項証明書（現在事項証明書）、定款又は寄附行為（原本証明が必要）

（注1）2名以上の連名（共有）で申し込む場合は、共有者全員の添付書類が必要です。

（注2）申込人が、未成年者、被保佐人等の場合は同意書（様式6）が必要です。

(2) 受付期間：令和8年4月23日（木）から令和8年6月22日（月）まで
（土・日曜日及び祝日を除く）

(3) 受付時間：午前9時から午後5時まで

(4) 受付場所：新潟市役所本館2階 財産活用課（39頁案内図参照）

(5) その他

- ① 申込書等の提出は受付場所へ直接持参してください。
※郵送での申し込みは受け付けいたしません。直接来庁してお申し込みください。
- ② 提出された書類は一切お返しできませんのでご了承ください。
- ③ 申し込み受付後、審査に問題がなければ次の書類を後日郵送します。
 - ・入札保証金の納入通知書
※入札保証金を納入のうえ、領収書を入札日に必ず持参してください。
 - ・入札保証金返還指定金融機関届出書
※必要事項を記入のうえ、入札日に必ず持参してください。

5 質問の受付

(1) 質問について

質問がある場合は、質問書（様式2）に記入のうえ、財産活用課宛てにメール又はファックスにてご提出、もしくは直接ご持参ください。（39頁問い合わせ先参照）

質問に対する回答は、質問者にメール又はファックスで回答するとともに、市ホームページにも掲載します。

(2) 受付期間：令和8年4月23日（木）から令和8年6月15日（月）午後5時まで
※持参の場合は、土・日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時までの受付となります。

6 入札及び開札の日時、場所

- (1) 入札日 令和8年7月8日(水)
 - (2) 受付時間 午前9時00分から午前9時50分
(新潟市役所本館2階 財産活用課)
 - (3) 入札時間 午前10時00分から
 - (4) 開札開始時間 入札終了後直ちに開始します。
 - (5) 入札場所 新潟市役所本館2階 入札室(39頁案内図参照)
- ※当日、受付がお済みであっても、入札時間に遅れた場合は入札参加の棄権と判断します。

7 入札当日に必要な書類など

- (1) 入札書(様式3又は様式4)
- (2) 封筒(参加者が用意してください。大きさや記載例は38頁参照)
「様式3又は様式4 入札書」に押印した申込人の印鑑をご使用ください。
- (3) 入札保証金領収書、入札保証金返還指定金融機関届出書
入札参加申込後、入札保証金納入通知書と入札保証金返還指定金融機関届出書を送付いたしますので、入札保証金領収書、入札保証金返還指定金融機関届出書をご持参ください。
- (4) 委任状(様式5)(代理人が入札する場合のみ)
法人の場合、従業員(役員を含む)が参加される場合は必ず必要となります。
- (5) 印鑑
訂正する際は、入札書に押印した申込人の印鑑と、同一の印鑑が必要です。入札に必要な全ての書類に訂正が無ければ印鑑は不要です。
- (6) 身分を証明する書類(運転免許証等)

8 入札保証金

- (1) 入札保証金の納付
入札に参加される方(入札参加者)は、入札に際し入札保証金が必要となりますので「様式1 市有財産一般競争入札参加申込書」に、予定価格(「1売買物件」に記載の予定価格)の100分の5以上の入札保証金を記載してください。なお、入札保証金は、後日、市が交付する納付書にて、入札開始前までに金融機関で納付のうえ、入札日当日、受付へ入札保証金の領収書を提出してください。
- (2) 入札保証金の返還等
 - ① 買受人(落札者)の場合
買受人(落札者)の入札保証金は返還しませんが、契約締結の際、契約保証金の一部に充当します。
買受人(落札者)が指定された契約締結日までに契約を締結しないときは、当該落札は取消しとなります。この場合の入札保証金は、市に帰属することになります。
 - ② 買受人(落札者)以外の方の場合
買受人(落札者)以外の方が納付した入札保証金は返還します。後日指定された金融機関の口座に振り込みますが、振り込みまでに3週間程度の期間を要します。
(返還を受ける金融機関や、入札保証金の納付日により、振り込みに要する期間が異なりますのでご了承ください。)
※入札保証金は、その受入期間について利息を付けませんので、ご了承ください。

9 入札

- (1) 入札の方法

- ① 入札参加者は、所定の入札書に必要な事項を記載し、入札書は封筒に入れてください。封筒には申込人の住所・氏名を記載したうえ封印し（38頁参照）、入札執行者の指示に従って入札書をご提出ください。
 - ② 入札は、申込人以外の方が行うこともできます。この場合には、入札の受付時において、委任状をご提出ください。法人の場合、従業員（役員を含む）が参加される場合は必ず必要となります。
 - ③ 入札保証金領収書は受付時にご提示ください。
- (2) 入札金額の表示
- ① 入札価格はアラビア数字で明確に記入し、金額の頭書に「¥」を必ず記入してください。
 - ② 使用印は、提出書類すべて同じものを使用してください。
 - ③ 法人の場合、住所、氏名は所在、名称及び代表者の氏名と読み替えます。
 - ④ 入札書を書き損じたときは、再度作成してください。
- (3) 入札書の書換え等の禁止
- 入札者は、提出した入札書の書き換え、差し換え、撤回をすることはできません。
- (4) 入札の無効
- 次のいずれかに該当する入札は、これを無効とします。
- ① 入札に参加する者に必要な資格がない者がした入札及び申込人の委任を受けていない者がした入札
 - ② 入札書の記載事項のうち、入札金額、入札者の氏名その他主要な事項が識別しがたい入札
 - ③ 入札保証金を納付しない者または入札保証金が予定価格の100分の5以上の額に達しない者がした入札
 - ④ 同一の入札者が1物件につき2つ以上の入札をしたときは、その全部の入札
 - ⑤ 入札書等の押印を必要とする場所に押印のない入札
 - ⑥ 入札書の金額を訂正した入札
 - ⑦ 脅迫による入札
 - ⑧ 入札者が不当に価格をせり上げ、またはせり下げる目的をもって連合その他不正の行為をしたと入札執行職員が認める場合における全部の入札
 - ⑨ その他入札に関する条件に違反した入札

10 開札

- (1) 開札は、入札会場において入札者の面前で行います。
- (2) 開札会場には、入札申込者またはその受任者並びに入札執行職員及び立会い職員以外の者は入場することができません。

11 買受人（落札者）の決定

- (1) 買受人（落札者）は、予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行った者とします。
- (2) 買受人（落札者）となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者のくじ引きによって買受人（落札者）を決定します。

12 契約の締結と売買代金の支払い

- (1) 買受人（落札者）は、入札の日から起算して7日以内に売買仮契約を締結しなければなりません。期限までに仮契約を締結されない場合は、契約決定は無効となりますので、ご注意ください。※売買仮契約の締結期限：令和8年7月14日（火）

- (2) 売買仮契約は、新潟市議会の議決を得た日をもって本契約となります。
- (3) 買受人（落札者）は、本契約締結の日（新潟市議会の議決を得た日）までに売買代金の100分の10以上の契約保証金が必要となります。（入札保証金を契約保証金の一部に充当します。）

ただし、本契約締結の際に売買代金全額を一括で納入する場合は不要です。

- (4) 買受人（落札者）は、本契約締結の際に発行する納入通知書により、売買代金等を指定された期日までに納入しなければなりません。

売買代金の支払いは、本契約締結の際に一括で納入するか、または契約保証金納入の場合は、本契約締結の日から起算して30日以内に売買代金の残金を全額納入しなければなりません。

なお、売買代金を納付期限までに支払わなかった場合には、契約が解除されることがあります。その際には納入された契約保証金は市に帰属します。

- (5) 売買契約締結に必要なもの

① 印鑑（入札書に押印した印鑑と同じもの）

② 収入印紙（収入印紙代は、全額買受人（落札者）の負担となります。）

【参考】収入印紙（国税）

令和9年3月31日まで

契約金額	収入印紙の額
500万円を超え 1千万円以下	5千円
1千万円を超え 5千万円以下	1万円
5千万円を超え 1億円以下	3万円
1億円を超え 5億円以下	6万円
5億円を超え 10億円以下	16万円
10億円を超え 50億円以下	32万円

13 所有権の移転等

- (1) 売買代金が完納されたときに所有権が移転するものとし、同時に売買物件を引き渡したものとします。

- (2) 所有権の移転登記は、売買代金完納後、買受人（落札者）の請求により市が行います。

- (3) 登記名義人は買受人（落札者・申込者）本人です。

- (4) 所有権移転登記に必要なもの

① 登録免許税納付の際に交付される領収証書

・ 土地の登録免許税額の計算については

固定資産税評価額（千円未満切捨て）× 1.5%（百円未満切捨て）

・ 納付方法

金融機関において、国税納付書にて納付してください

【参考】登録免許税（国税）

◎土地の所有権の移転登記

内容	課税標準	税率	軽減税率（措法72） ＜令和11年3月31日まで＞
売買	不動産の価額 （固定資産税評価額）	2.0%	1.5%

② 所有権移転登記嘱託請求書

必要な事項を記載し、記名のうえご提出ください。

14 その他

- (1) 売買物件の引渡しは現状有姿のままで行いますので、必ず入札参加者ご自身で事前に現地及び諸規制について調査確認を行ってください。
- (2) 売買物件の土地利用に関し、隣接土地所有者、地域住民等との調整等が生じた場合は、すべて買受人（落札者）において行っていただきます。
- (3) 越境物に関する隣接地所有者との協議については、すべて買受人（落札者）において行っていただきます。
- (4) 売買物件の土壤汚染調査の結果、一部区画が土壤汚染対策法第11条に規定する形質変更時要届出区域に指定されています。（詳細については、新潟市ホームページ掲載の資料をご覧ください。）
- (5) 売買物件の案内看板は、誤解を招くことがないように買受人（落札者）において、速やかに処分又は管理先を明記してください。
- (6) 入札の公正、競争性を確保するため、入札参加状況等の問い合わせについては、一切お答えできません。
- (7) 入札、契約結果については、新潟市建設工事等の入札結果等の公表に関する取扱い要綱に準じた取扱いとし、入札参加者などの公表を行います。
- (8) その他、入札に関して必要な事項は、新潟市契約規則を準用します。

15 物件調書

入札番号 1		予定価格	430,000,000円		
所在地		中央区烏屋野三丁目603番1 外			
土地	地積	(実測) 10,886.40㎡ (一筆毎の表示は12頁を参照)	地目	畑 外	
接道道路の幅員及び構造		東側幅員約9.0メートルの舗装道路(市道)に接する。(道路台帳を参考にしていますが、実際の幅員と相違する場合があります。)			
法令等に基づく制限	都市計画区域	市街化区域			
	用途地域	第一種住居地域			
	建ぺい率	60%	容積率	200%	
	その他の制限 1	建築基準法第22条規制			
	その他の制限 2	土壌汚染対策法11条による指定			
私道の負担等に関する事項	負担の有無	無し	負担の内容		
供給処理施設の状況	供給処理施設		事業所名		
	電気	引込み可	東北電力(株)		
	上水道	引込み可	新潟市水道局		
	下水道	引込み可	東部地域下水道事務所		
	ガス	引込み可	北陸ガス(株)		
交通機関	バス	新潟交通「烏屋野」バス停まで約500メートル			
	鉄道	JR「新潟」駅まで約5.7キロメートル			
公共施設	施設名		現地中心からの直線距離		
	新潟市役所		約5.0キロメートル		
	新潟県庁		約2.0キロメートル		
	新潟市立烏屋野小学校		約600メートル		
新潟市立上山中学校		約1.6キロメートル			
参考事項	<ul style="list-style-type: none"> ・旧烏屋野小学校として使用していた土地です。 ・土壌調査の結果、当該物件の一部において、基準値を超過するフッ素が検出されており、形質変更時要届出区域に指定されています。(詳細については、新潟市ホームページに掲載されている資料をご確認ください。) ・地中に、解体した旧烏屋野小学校の基礎杭 10 本が残置されています。残置した理由は以下のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ①杭の仕様は、場所打ちコンクリート杭、直径 0.7~1.0m、長さ 12.0~12.9mで構築され、直径が比較的小さい既製コンクリート杭や松杭と比べて規模が大きく、当該敷地は砂質地盤で地下水位が地盤面から-0.6m程度と高いことから、杭の撤去により地盤が緩み、敷地周辺に近接する塀や建築物への家屋被害や地盤沈下が生じる恐れが高いと考えたため ②杭は、鉄筋とコンクリートで構築されていることから、残置しても周辺への生活 				

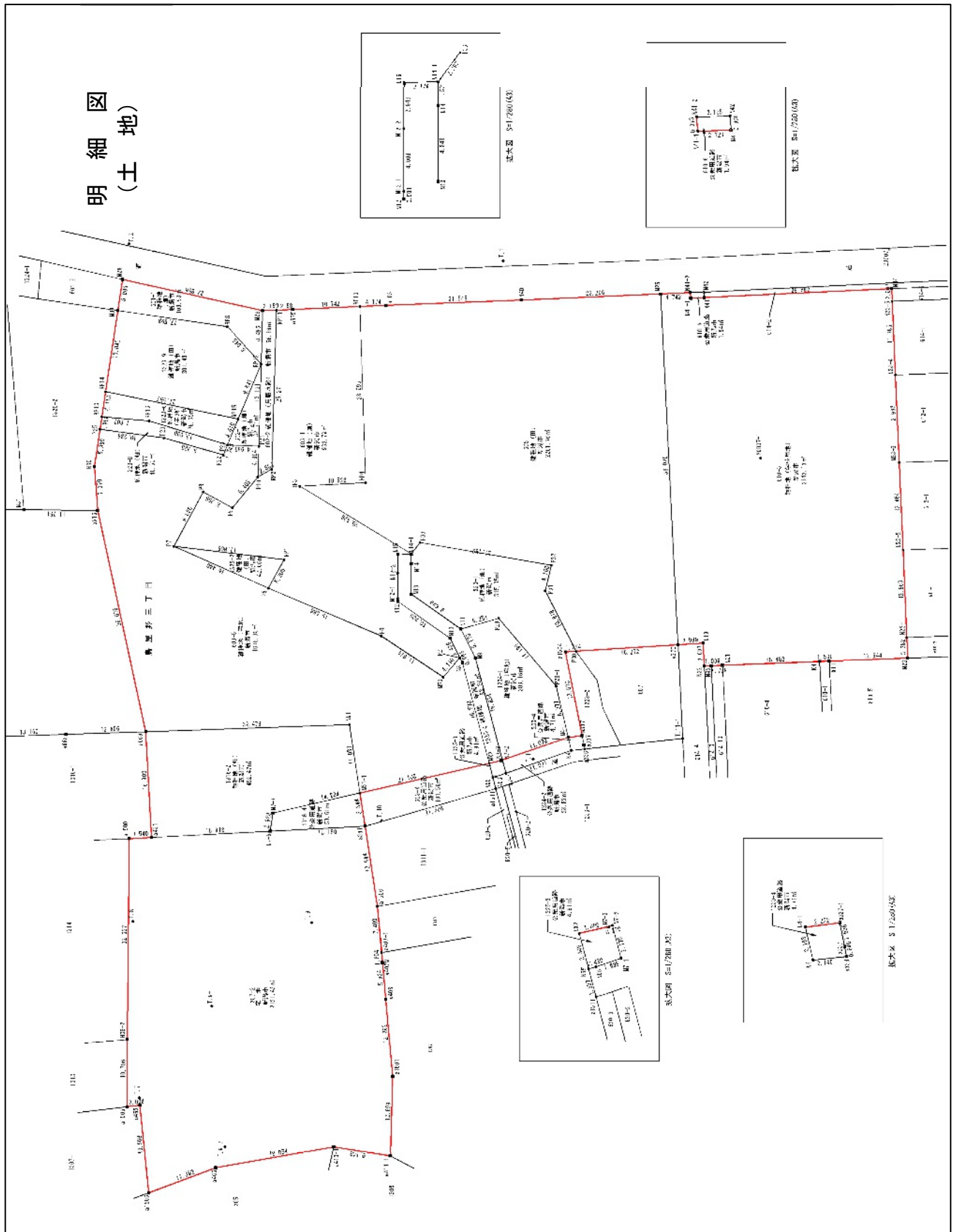
環境保全上の影響は生じないと考えたため

- ・ 残置した杭の位置等を示す図面は、市ホームページに掲載しています。
- ・ 敷地内北東側に電信柱1本、支線4本及び架空線があります。
- ・ 建物等解体の際、固化材による地盤改良が施工されています。地盤改良範囲を示す図面は、市ホームページに掲載しています。
- ・ 現況引渡しのため、敷地内の工作物、樹木等残置物の移設、撤去には応じられません。
- ・ 当該物件には、登記簿上の地目が「田」及び「畑」とされている土地が含まれていますが、現況は農地として利用されていません。将来における土地利用、開発行為、地目変更等に伴う法令上の手続きの要否については、買受人の責任において関係機関に確認のうえ対応するものとします。
- ・ 当該物件には、登記簿上の地目が「公衆用道路」とされている土地が含まれていますが、現況は道路として利用されていません。
- ・ 当該物件を住宅の用に供してください。（詳細については、売買仮契約書別紙「第23条の規定による特約事項」（18～20ページ）及び「第22条の規定による特約事項」（26～28ページ）をご覧ください。）
- ・ 1,000㎡以上の開発行為を行う場合、新潟市開発指導要綱が適用され、事前に関係機関との協議及び許可が必要です。詳細については中央区役所建設課（TEL 025-223-7410）へお問い合わせください。
- ・ 文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地に指定されていませんが、事前協議が必要です。詳細については歴史文化課（TEL 025-226-2580）へお問合せください。
- ・ この物件調書に記載のない詳細については契約書をご確認ください。

案内図



この図面は新潟市ホームページにも掲載されています。



(土地の表示)

所在地	地番	地目	地積(実測) m ²
中央区烏屋野三丁目	601番1	畑	109.93
中央区烏屋野三丁目	602番1	畑	32.71
中央区烏屋野三丁目	602番2	用悪水路	56.86
中央区烏屋野三丁目	603番1	畑	932.79
中央区烏屋野三丁目	603番5	宅地	1,608.30
中央区烏屋野三丁目	605番	田	2,261.76
中央区烏屋野三丁目	610番3	学校用地	2,142.13
中央区烏屋野三丁目	1233番1	畑	315.35
中央区烏屋野三丁目	1234番1	宅地	206.16
中央区烏屋野三丁目	1307番2	宅地	2,121.42
中央区烏屋野三丁目	1316番2	畑	492.47
中央区烏屋野三丁目	1316番4	公衆用道路	59.61
中央区烏屋野三丁目	1322番2	田	42.66
中央区烏屋野三丁目	1323番6	宅地	78.65
中央区烏屋野三丁目	1323番8	畑	40.53
中央区烏屋野三丁目	1323番9	田	301.49
中央区烏屋野三丁目	1325番4	雑種地	83.58
		計	10,886.40

市有財産売買仮契約書

売渡人 新潟市（以下「甲」という。）と買受人（落札者）（以下「乙」という。）とは、次の条項により市有財産の売買仮契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲、乙両者は、信義に従い誠実にこの契約を履行しなければならない。

（本契約の締結）

第2条 この契約は、この契約に関する売買物件について、新潟市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第3号）第3条の規定により新潟市議会の議決（以下「議会の議決」という。）を得た日（以下「本契約締結日」という。）をもって本契約とする。

（売買物件）

第3条 売買物件は、別紙のとおりとする。

（売買代金）

第4条 売買代金は、金（落札金額）円とする。

（契約保証金）

第5条 乙は、この契約に関し、契約保証金として落札金額の100分の10以上をこの契約の締結と同時に、甲の発行する納付書により納付しなければならない。

2 前項の契約保証金の一部として、納付済の入札保証金を充当するものとする。

3 第4条の定める売買代金（契約保証金を除いた金額）の支払いがあったときは、第1項の契約保証金は、売買代金に充当するものとする。

4 甲は、第2条に規定する議会の議決を得ることができないときは、前項に規定する入札保証金を乙に返還するものとする。

5 第1項の契約保証金には、利息を付さない。

6 第1項の契約保証金は、乙の責めに帰すべき理由により、この契約を解除されたときは、甲に帰属するものとする。

（代金の支払）

第6条 乙は、第4条の売買代金を、甲の発行する納入通知書により、令和 年 月 日までに納付しなければならない。

（所有権の移転）

第7条 売買物件の所有権は、乙が第4条の売買代金を納付したときに移転する。

（売買物件の引渡し）

第8条 甲は、前条の規定による売買物件の所有権が、乙に移転したときに当該物件の引渡しをしたものとする。

（登記嘱託の請求等）

第9条 乙は、第7条の規定により売買物件の所有権が移転したのち、甲に対し所有権の移転登記を請求するものとし、甲は、その請求により所有権の移転登記を嘱託するものとする。

2 前項の所有権移転登記に要する登録免許税その他の費用は、乙の負担とする。

（契約不適合の際の責任）

第10条 乙は、民法、商法及び本契約のその他の条項にかかわらず、売買物件が種類、

品質または数量に関して契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、価格の減免及び損害賠償の請求並びに契約の解除をすることができない。

(用途の制限事項)

第11条 乙は、売買物件の引渡しの日から10年間(以下「指定期間」という。)は、本物件上に建築する建築物の用途を、建築基準法に基づく建築確認申請において「住宅」又は「共同住宅」として確認を受けたものに限るものとする。ただし、第23条別紙に定める駐車場及び公園等の整備に付随する建築物については、この限りでない。

2 乙は、指定期間中、前項に定める用途以外の用途に変更してはならない。

3 乙は、指定期間中、次の各号に掲げる用途に供してはならない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)

第2条第1項に規定する風俗営業、及び同条第5項に規定する性風俗特殊営業その他これに類する業の営業

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する事務所

(権利の設定等の禁止)

第12条 乙は、指定期間満了の日まで、あらかじめ甲の承認を得ないで、売買物件に地上権、質権、使用貸借による権利又は賃貸借その他の使用及び収益を目的とする権利の設定(以下「権利の設定」という。)をし、若しくは売買物件について売買、贈与、交換、出資等による所有権の移転(以下「所有権の移転」という。)をしてはならない。

2 第三者に対する権利の設定あるいは所有権の移転については、乙は、指定期間満了の日まで、当該第三者に対し、前条及び次条に定める義務を書面によって承継させなければならない。

3 乙は、指定期間満了の日まで、前項の当該第三者が、新たな第三者に権利の設定あるいは所有権の移転を行う場合については、前条及び次条に定める義務を書面によって承継させなければならない。以降も同様とする。

(買戻しの特約及び特約登記)

第13条 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合には、第3条の売買物件を買戻しすることができるものとする。この場合において乙又は第三者に損害が生じても甲はその責めを負わない。

(1) 第11条から第12条の規定に違反したとき

(2) 法人が合併され、又は解散した場合で、甲と乙の協議によってもこの契約に定める義務が履行される見込みがないとき

(3) 契約に関して甲に提出した書類に虚偽の記載があったとき

(4) 仮差押、仮処分、強制執行、競売を受け、または破産、清算、会社更生、民事再生の申立てをなし、若しくは受けたとき

2 前項の買戻し期間は、本契約締結の日から10年間とする。

3 甲は、前2項の規定に基づく買戻しの特約登記をするものとする。この場合において、甲が請求した時は、乙は特約登記に必要な書類を甲に提出しなければならない。

(買戻しの登記)

第14条 乙は、甲が前条の規定に基づき期間を10年間とする買戻権並びに第15条第1項及び第2項に規定する特約事項を登記することに同意する。

2 甲は、前条の買戻しの特約登記を所有権移転登記と同時にを行うものとし、これに要する費用は乙の負担とする。

3 甲は、本契約に定める乙の義務が履行されている場合で、甲が認めるときは、乙の申出により前項の登記を抹消することができる。

4 買戻権の抹消登記に要する費用は、当該抹消登記時点における第3条の売買物件の所有者の負担とする。

(買戻権の行使)

第15条 甲は、第13条に規定する買戻権を行使する時は、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該売買代金には利息を付さない。

2 甲は、買戻権を行使する時は、乙の負担した契約の費用は返還しない。

3 甲は、買戻権を行使する時は、乙が支払った違約金及び乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(違約金)

第16条 乙は、第11条及び第12条に規定する義務に違反したときは、売買代金の100分の30に相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。

2 前項の違約金は、第20条に規定する損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第17条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、当該契約を解除することができる。

(返還金等)

第18条 甲は、前条に規定する解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息は付さない。

2 甲は、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

3 甲は、解除権を行使したときは、乙が支払った違約金及び乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(乙の原状回復義務)

第19条 乙は、甲が解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに、売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させる必要がないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項ただし書の場合において、売買物件が滅失又はき損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第1項の規定により、売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書等を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第20条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため、甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を、損害賠償として支払わなければならない。

(返還金の相殺)

第21条 甲は、第15条に規定する買戻権を行使した場合又は第18条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第16条に規定する違約金又は第19条第2項若しくは前条に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(契約の費用)

第22条 本契約の締結に関して必要な費用は、乙の負担とする。

(特約又は特例等の措置)

第23条 本契約についての特約事項は、別紙のとおりとする。

2 乙は、指定期間中、別紙に定める事項を遵守しなければならない。

(管轄裁判所)

第24条 この契約に関する訴えについては、甲の所在地を管轄する地方裁判所をもって

管轄裁判所とする。

(協 議)

第25条 この契約に関し、疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

この契約を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲

新 潟 市

新潟市長 中 原 八 一

乙

買受人(落札者 住所・氏名)



印

別紙

第3条の規定による売買物件
(土地の表示)

所在地	地番	地目	地積(実測) m ²
中央区烏屋野三丁目	601番1	畑	109.93
中央区烏屋野三丁目	602番1	畑	32.71
中央区烏屋野三丁目	602番2	用悪水路	56.86
中央区烏屋野三丁目	603番1	畑	932.79
中央区烏屋野三丁目	603番5	宅地	1,608.30
中央区烏屋野三丁目	605番	田	2,261.76
中央区烏屋野三丁目	610番3	学校用地	2,142.13
中央区烏屋野三丁目	1233番1	畑	315.35
中央区烏屋野三丁目	1234番1	宅地	206.16
中央区烏屋野三丁目	1307番2	宅地	2,121.42
中央区烏屋野三丁目	1316番2	畑	492.47
中央区烏屋野三丁目	1316番4	公衆用道路	59.61
中央区烏屋野三丁目	1322番2	田	42.66
中央区烏屋野三丁目	1323番6	宅地	78.65
中央区烏屋野三丁目	1323番8	畑	40.53
中央区烏屋野三丁目	1323番9	田	301.49
中央区烏屋野三丁目	1325番4	雑種地	83.58
		計	10,886.40

第23条の規定による特約事項

1 住宅整備条件

- (1) 住宅及び共同住宅の割合は任意とする。
- (2) 共同住宅を建設する場合は、5階建て以下とする。
- (3) 共同住宅を建設する場合は、周辺住民の災害時の一時避難を可能とする覚書の締結について鳥屋野3丁目自治会と協議を行うこと。

2 駐車場及び公園の整備

- (1) 別図に示す「a1506」を含む330㎡以上の公園を整備し、当該公園に隣接させて駐車場を整備すること。なお、「a1506」にある既設の階段は維持又は改修し、その機能を保持させること。
- (2) 駐車場台数は18台以上とし、区画線等のサインを設けること。ただし、広場としても利用できるよう配慮し、車止めは設置しないこと。
- (3) 駐車場は、市道網川原楚川線1号から当該駐車場まで自動車が通行できるよう道路を整備するものとし、当該道路が開発行為に該当する場合は新潟市開発指導要綱に、該当しない場合は新潟市道路認定基準に適合するものとする。
- (4) 乙は、駐車場整備後、鳥屋野校区コミュニティ協議会との間で、当該駐車場について期間10年間の使用貸借契約を締結し、無償で使用させるものとする。期間満了後の取扱いについては、同協議会と協議のうえ定める。なお、駐車場に供する土地は、甲に寄附又は売却することはできないものとする。

3 北西側突出部分の取扱い

- (1) 北西側突出部分については、土壤調査の結果、その一部において基準値を超過するフッ素が検出され、土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域に指定されていることを前提とし、乙は、当該区域の指定状況及び関係法令に基づく規制内容を十分理解したうえで本契約を締結するものとする。
- (2) 当該部分については、公園、駐車場及び市道としての利用を基本とする。ただし、乙が自己の責任及び費用負担において関係法令を遵守し、必要な土壤汚染対策を講じたうえで、公園、駐車場及び市道以外の用途として利用することを妨げない。この場合に生じる一切の費用及び責任は乙の負担とする。

4 市道整備

売却地に隣接する甲所有の道路（図面上黄色枠の範囲）については、売却地と一体的に整備することとし、当該整備が開発行為に該当する場合は新潟市開発指導要綱、該当しない場合は新潟市道路認定基準に適合するものとする。なお、整備内容については、関係部署と協議すること。

5 工事に関する事項

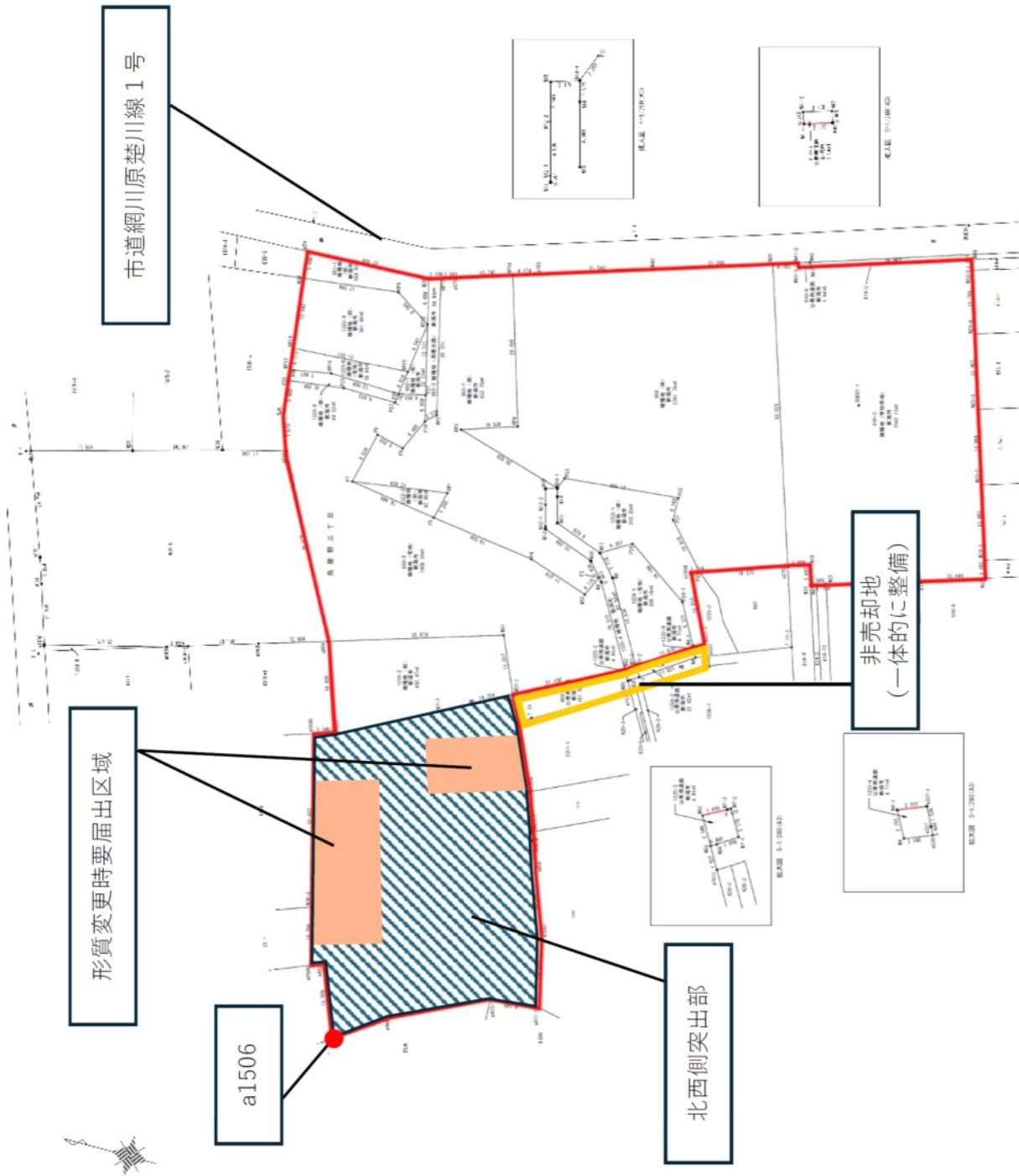
工事に際しては、以下の事項を順守すること。

- (1) 工事に先立ち、計画内容などの地元説明を行うとともに、工事中の現場対応のため責任者と連絡先を明記した工事管理体制表を作成すること。
- (2) 工事中は、特に騒音、振動を抑えるよう配慮して作業を行い、万一、周辺の家屋などに損害を与えた場合は、補償などの適切な対応を行うこと。
- (3) 工事車両の通行にあたっては、特に市道網川原楚川線1号が通学路となっていることも考慮し、十分な安全対策を講じるとともに、工事車両が集中しないよう配慮すること。

6 その他

- (1) 都市計画法、建築基準法などの関連法令並びに新潟市開発指導要綱を順守すること。
- (2) 乙は、本契約締結後速やかに、中央区建設課その他関係部署と事前協議を行い、本契約に基づく事業計画が関係法令及び開発指導要綱に適合することを確認しなければならない。

(3) 本契約に基づく事業の実施にあたり、必要となる開発許可その他関係法令上の許認可の取得は、乙の責任及び費用負担において行うものとする。これらの許認可の取得の可否は、本物件の契約不適合に該当せず、また、これを理由として乙は本契約の解除、売買代金の減額、損害賠償その他一切の請求を行うことができない。



17 市有財産売買仮契約書（案）〔売買代金契約時一括納入〕

収入
印紙

市有財産売買仮契約書

売渡人 新潟市（以下「甲」という。）と買受人（落札者）（以下「乙」という。）とは、次の条項により市有財産の売買仮契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲、乙両者は、信義に従い誠実にこの契約を履行しなければならない。

（本契約の締結）

第2条 この契約は、この契約に関する売買物件について、新潟市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第3号）第3条の規定により新潟市議会の議決（以下「議会の議決」という。）を得た日（以下「本契約締結日」という。）をもって本契約とする。

（売買物件）

第3条 売買物件は、別紙のとおりとする。

（売買代金）

第4条 売買代金は、金（落札金額）円とする。

（代金の支払）

第5条 乙は、第4条の売買代金を、甲の発行する納入通知書により、本契約と同時に納付しなければならない。

2 前項の売買代金の一部として、納付済みの入札保証金を充当するものとする。

3 甲は、第2条に規定する議会の議決を得ることができないときは、前項に規定する入札保証金を乙に返還するものとする。

4 第2項の入札保証金には、利息を付さない。

（所有権の移転）

第6条 売買物件の所有権は、乙が第4条の売買代金を納付したときに移転する。

（売買物件の引渡し）

第7条 甲は、前条の規定による売買物件の所有権が、乙に移転したときに当該物件の引渡しをしたものとする。

（登記嘱託の請求等）

第8条 乙は、第6条の規定により売買物件の所有権が移転したのち、甲に対し所有権の移転登記を請求するものとし、甲は、その請求により所有権の移転登記を嘱託するものとする。

2 前項の所有権移転登記に要する登録免許税その他の費用は、乙の負担とする。

（契約不適合の際の責任）

第9条 乙は、民法、商法及び本契約のその他の条項にかかわらず、売買物件が種類、品質または数量に関して契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、価格の減免及び損害賠償の請求並びに契約の解除をすることができない。

（用途の制限事項）

第10条 乙は、売買物件の引渡しの日から10年間（以下「指定期間」という。）は、本物件上に建築する建築物の用途を、建築基準法に基づく建築確認申請において「住宅」又は「共同住宅」として確認を受けたものに限るものとする。ただし、第22条別紙に定める駐車場及び公園等の整備に付随する建築物については、この限りでない。

- 2 乙は、指定期間中、前項に定める用途以外の用途に変更してはならない。
- 3 乙は、指定期間中、次の各号に掲げる用途に供してはならない。
 - (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、及び同条第5項に規定する性風俗特殊営業その他これに類する業の営業
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する事務所（権利の設定等の禁止）

第11条 乙は、指定期間満了の日まで、あらかじめ甲の承認を得ないで、売買物件に地上権、質権、使用貸借による権利又は賃貸借その他の使用及び収益を目的とする権利の設定（以下「権利の設定」という。）をし、若しくは売買物件について売買、贈与、交換、出資等による所有権の移転（以下「所有権の移転」という。）をしてはならない。

- 2 第三者に対する権利の設定あるいは所有権の移転については、乙は、指定期間満了の日まで、当該第三者に対し、前条及び次条に定める義務を書面によって承継させなければならない。
- 3 乙は、指定期間満了の日まで、前項の当該第三者が、新たな第三者に権利の設定あるいは所有権の移転を行う場合については、前条及び次条に定める義務を書面によって承継させなければならない。以降も同様とする。
（買戻しの特約及び特約登記）

第12条 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合には、第3条の売買物件を買戻しすることができるものとする。この場合において乙又は第三者に損害が生じても甲はその責めを負わない。

- (1) 第10条から第11条の規定に違反したとき
 - (2) 法人が合併され、又は解散した場合で、甲と乙の協議によってもこの契約に定める義務が履行される見込みがないとき
 - (3) 契約に関して甲に提出した書類に虚偽の記載があったとき
 - (4) 仮差押、仮処分、強制執行、競売を受け、または破産、清算、会社更生、民事再生の申立てをなし、若しくは受けたとき
- 2 前項の買戻し期間は、本契約締結の日から10年間とする。
 - 3 甲は、前2項の規定に基づく買戻しの特約登記をするものとする。この場合において、甲が請求した時は、乙は特約登記に必要な書類を甲に提出しなければならない。
（買戻しの登記）

第13条 乙は、甲が前条の規定に基づき期間を10年間とする買戻権並びに第14条第1項及び第2項に規定する特約事項を登記することに同意する。

- 2 甲は、前条の買戻しの特約登記を所有権移転登記と同時にを行うものとし、これに要する費用は乙の負担とする。
- 3 甲は、本契約に定める乙の義務が履行されている場合で、甲が認めるときは、乙の申出により前項の登記を抹消することができる。
- 4 買戻権の抹消登記に要する費用は、当該抹消登記時点における第4条の売買物件の所有者の負担とする。
（買戻権の行使）

第14条 甲は、第12条に規定する買戻権を行使する時は、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該売買代金には利息を付さない。

- 2 甲は、買戻権を行使する時は、乙の負担した契約の費用は返還しない。
- 3 甲は、買戻権を行使する時は、乙が支払った違約金及び乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(違約金)

第15条 乙は、第10条及び第11条に規定する義務に違反したときは、売買代金の100分の30に相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。

2 前項の違約金は、第19条に規定する損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第16条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、当該契約を解除することができる。

(返還金等)

第17条 甲は、前条に規定する解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息は付さない。

2 甲は、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

3 甲は、解除権を行使したときは、乙が支払った違約金及び乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(乙の原状回復義務)

第18条 乙は、甲が第12条の規定により第14条の買戻権を行使した時又は第16条の規定により、甲が解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに、売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させる必要がないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項ただし書の場合において、売買物件が滅失又はき損しているときは、その損害賠償として、甲が第14条の買戻権を行使した場合には買戻権行使時の時価として、または、第16条の契約の解除を行使した場合には契約解除時の時価として減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は第1項の規定により、売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書等を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第19条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため、甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を、損害賠償として支払わなければならない。

(返還金の相殺)

第20条 甲は、第14条に規定する買戻権を行使した場合又は第17条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第15条に規定する違約金又は第18条第2項若しくは前条に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(契約の費用)

第21条 本契約の締結に関して必要な費用は、乙の負担とする。

(特約又は特例等の措置)

第22条 本契約についての特約事項は、別紙のとおりとする。

2 乙は、指定期間中、別紙に定める事項を遵守しなければならない。

(管轄裁判所)

第23条 この契約に関する訴えについては、甲の所在地を管轄する地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

(協議)

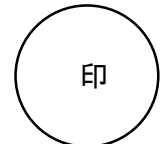
第24条 この契約に関し、疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

この契約を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 新潟市
新潟市長 中原 八一

乙 買受人（落札者 住所・氏名）



別紙

第3条の規定による売買物件
(土地の表示)

所在地	地番	地目	地積(実測) m ²
中央区烏屋野三丁目	601番1	畑	109.93
中央区烏屋野三丁目	602番1	畑	32.71
中央区烏屋野三丁目	602番2	用悪水路	56.86
中央区烏屋野三丁目	603番1	畑	932.79
中央区烏屋野三丁目	603番5	宅地	1,608.30
中央区烏屋野三丁目	605番	田	2,261.76
中央区烏屋野三丁目	610番3	学校用地	2,142.13
中央区烏屋野三丁目	1233番1	畑	315.35
中央区烏屋野三丁目	1234番1	宅地	206.16
中央区烏屋野三丁目	1307番2	宅地	2,121.42
中央区烏屋野三丁目	1316番2	畑	492.47
中央区烏屋野三丁目	1316番4	公衆用道路	59.61
中央区烏屋野三丁目	1322番2	田	42.66
中央区烏屋野三丁目	1323番6	宅地	78.65
中央区烏屋野三丁目	1323番8	畑	40.53
中央区烏屋野三丁目	1323番9	田	301.49
中央区烏屋野三丁目	1325番4	雑種地	83.58
		計	10,886.40

第22条の規定による特約事項

1 住宅整備条件

- (1) 住宅及び共同住宅の割合は任意とする。
- (2) 共同住宅を建設する場合は、5階建て以下とする。
- (3) 共同住宅を建設する場合は、周辺住民の災害時の一時避難を可能とする覚書の締結について鳥屋野3丁目自治会と協議を行うこと。

2 駐車場及び公園の整備

- (1) 別図に示す「a1506」を含む330㎡以上の公園を整備し、当該公園に隣接させて駐車場を整備すること。なお、「a1506」にある既設の階段は維持又は改修し、その機能を保持させること。
- (2) 駐車場台数は18台以上とし、区画線等のサインを設けること。ただし、広場としても利用できるよう配慮し、車止めは設置しないこと。
- (3) 駐車場は、市道網川原楚川線1号から当該駐車場まで自動車が行き来できる道路を整備するものとし、当該道路が開発行為に該当する場合は新潟市開発指導要綱に、該当しない場合は新潟市道路認定基準に適合するものとする。
- (4) 乙は、駐車場整備後、鳥屋野校区コミュニティ協議会との間で、当該駐車場について期間10年間の使用貸借契約を締結し、無償で使用させるものとする。期間満了後の取扱いについては、同協議会と協議のうえ定める。なお、駐車場に供する土地は、甲に寄附又は売却することはできないものとする。

3 北西側突出部分の取扱い

- (1) 北西側突出部分については、土壤調査の結果、その一部において基準値を超過するフッ素が検出され、土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域に指定されていることを前提とし、乙は、当該区域の指定状況及び関係法令に基づく規制内容を十分理解したうえで本契約を締結するものとする。
- (2) 当該部分については、公園、駐車場及び市道としての利用を基本とする。ただし、乙が自己の責任及び費用負担において関係法令を遵守し、必要な土壤汚染対策を講じたうえで、公園、駐車場及び市道以外の用途として利用することを妨げない。この場合に生じる一切の費用及び責任は乙の負担とする。

4 市道整備

売却地に隣接する市所有の道路（図面上黄色枠の範囲）については、売却地と一体的に整備することとし、当該整備が開発行為に該当する場合は新潟市開発指導要綱、該当しない場合は新潟市道路認定基準に適合するものとする。なお、整備内容については、関係部署と協議すること。

5 工事に関する事項

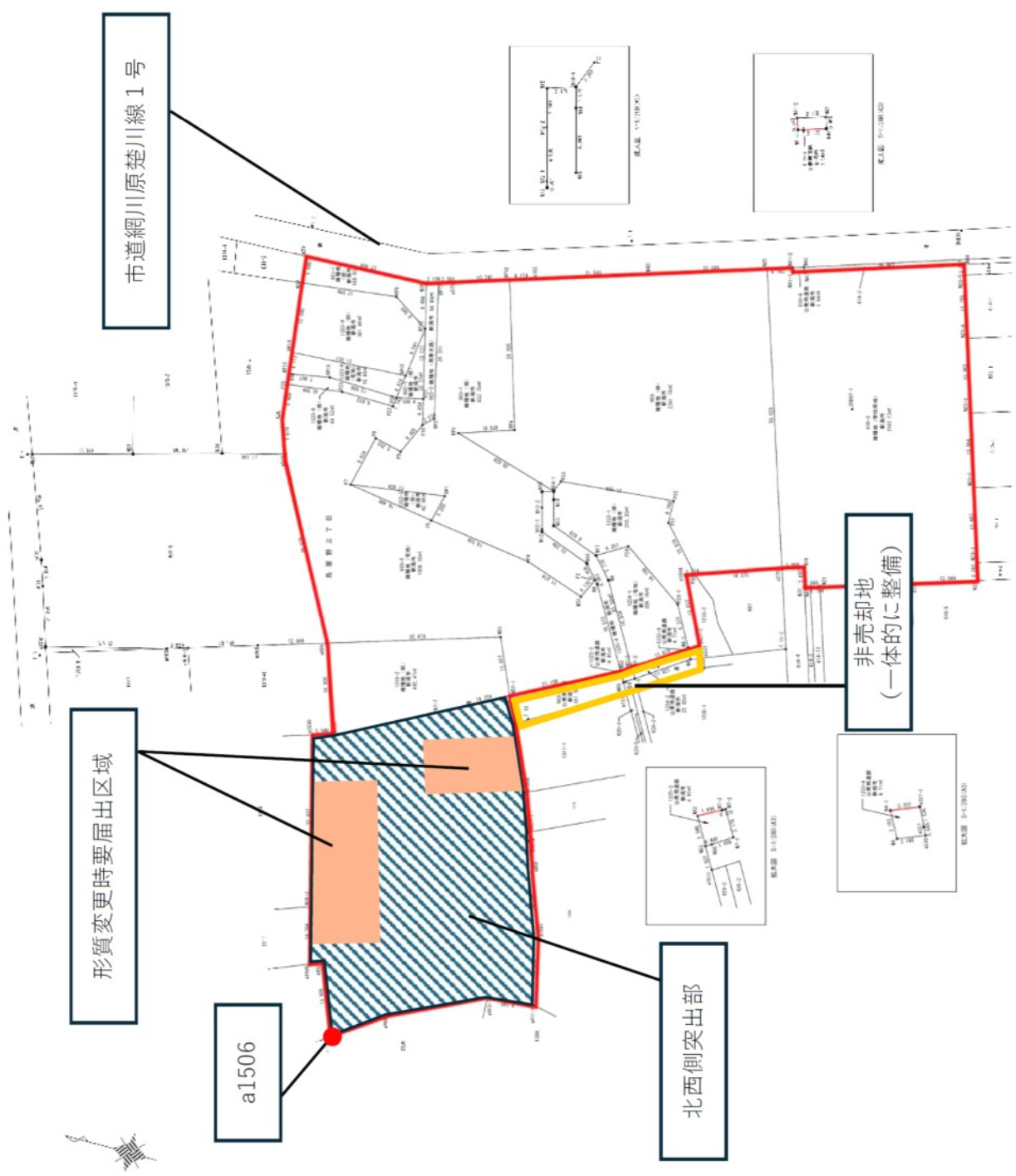
工事に際しては、以下の事項を順守すること。

- (1) 工事に先立ち、計画内容などの地元説明を行うとともに、工事中の現場対応のため責任者と連絡先を明記した工事管理体制表を作成すること。
- (2) 工事中は、特に騒音、振動を抑えるよう配慮して作業を行い、万一、周辺の家屋などに損害を与えた場合は、補償などの適切な対応を行うこと。
- (3) 工事車両の通行にあたっては、特に市道網川原楚川線1号が通学路となっていることも考慮し、十分な安全対策を講じるとともに、工事車両が集中しないよう配慮すること。

6 その他

- (1) 都市計画法、建築基準法などの関連法令並びに新潟市開発指導要綱を順守すること。
- (2) 乙は、本契約締結後速やかに、中央区建設課その他関係部署と事前協議を行い、本契約に基づく事業計画が関係法令及び開発指導要綱に適合することを確認しなければならない。

(3) 本契約に基づく事業の実施にあたり、必要となる開発許可その他関係法令上の許認可の取得は、乙の責任及び費用負担において行うものとする。これらの許認可の取得の可否は、本物件の契約不適合に該当せず、また、これを理由として乙は本契約の解除、売買代金の減額、損害賠償その他一切の請求を行うことができない。



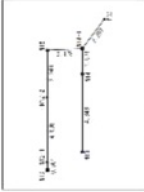
市道網川原楚川線 1号

形質変更時要届出区域

a1506

北西側突出部

非売却地
(一体的に整備)



様式 1

市有財産一般競争入札参加申込書

令和 年 月 日

新潟市長 様

申込人 住 所 (法人にあっては所在地)

氏 名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)

電 話

申込人 住 所 (法人にあっては所在地)
(共有者)

氏 名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)

電 話

申込人 住 所 (法人にあっては所在地)
(共有者)

氏 名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)

電 話

次の市有財産の売払いにおける一般競争入札に参加したいので、申し込みます。
また、次のとおり入札保証金額を市が指定する日までに納入することを申し出いたします。

入札番号	所在地
1	中央区鳥屋野三丁目603番1 外

入札保証金額 ※予定価格の5% 以上の額。頭書に 「¥」記載	十億	百万	千	円
---	----	----	---	---

私は、新潟市が実施する上記市有財産の売り払いにあたり、次の事項を誓約のうえ申し込みます。

- 1 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者ではありません。
- 2 正当な理由がなく新潟市公有財産事務取扱要領による契約を締結せず、又は履行しなかったもので、当該事実があった後2年を経過していない者ではありません。
- 3 新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第6条に規定する排除対象者ではない者であることについて、誓約書兼同意書を提出します。
- 4 売り払いに対し、売り払い物件、売買契約条項、売り払い条件等すべて承知のうえ申し込みます。

- (注1) 申込者が個人の場合は、住民票（抄本）を1通提出してください。
また、申込者が法人の場合は法人登記事項証明書並びに定款又は寄附行為（原本証明が必要）を各々1通提出してください。
- (注2) 入札参加資格2(2)－②（3頁）に該当する場合は、同意書を1通提出してください。
- (注3) 法人の場合、住所、氏名は所在、名称及び代表者氏名と読み替えます。
- (注4) 本参加申込書は押印不要です。

質 問 書

令和 年 月 日

質問者 住 所 _____

氏 名 _____

一般競争入札による市有財産（旧鳥屋野小学校跡地）の売買に関し、下記の通り質問事項を提出します。

項 目	入札の案内・その他 ※○印を付けてください	入札の案内に関する場合は、ページ・項目を記入してください。
内 容		
担当者 連絡先	ふりがな 氏 名	
	電話番号	
	メールアドレス	
	ファックス番号	

- 1 提出期限：令和8年6月15日（月）午後5時まで
- 2 電子メール・ファックスの件名は、「旧鳥屋野小学校 質問書」としてください。

様式3 (申込人が直接入札される場合に使用します)

入 札 書

令和 8年 7月 8日

新潟市長 様

申込人 住 所 (法人にあつては所在地)

氏 名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)

印

申込人 住 所 (法人にあつては所在地)
(共有者)

氏 名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)

印

申込人 住 所 (法人にあつては所在地)
(共有者)

氏 名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)

印

入札番号	所在地
1	中央区鳥屋野三丁目603番1 外

入札金額										
	十億		百万		千		円			

「一般競争入札による市有財産の売却(入札のご案内)」に記載された内容をすべて承諾のうえ、上記のとおり入札します。

- (注1) 入札者本人の住所、氏名を記載し、押印してください。
- (注2) 入札金額はアラビア数字で明確に記入し、金額の頭書に「¥」を必ず記入してください。
- (注3) 使用印は提出書類すべて同じものを使用してください。
- (注4) 法人の場合、住所、氏名は所在、名称及び代表者氏名と読み替えます。
- (注5) 入札書を書き損じたときは、再度作成してください。

様式4 (申込人が代理人に委任した場合に使用します)

入札書

令和 8年 7月 8日

新潟市長 様

申込人 住所 (法人にあっては所在地)
(委任者)

氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)

印

申込人 住所 (法人にあっては所在地)
(共有者・委任者)

氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)

印

申込人 住所 (法人にあっては所在地)
(共有者・委任者)

氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)

印

代理人 住所 (法人にあっては所在地)
(受任者)

氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)

印

入札番号	所在地
1	中央区鳥屋野三丁目603番1 外

入札金額	十億		百万		千		円

「一般競争入札による市有財産の売却(入札のご案内)」に記載された内容をすべて承諾のうえ、上記のとおり入札します。

- (注1) 入札者本人の住所、氏名を記載し、押印してください。
- (注2) 入札金額はアラビア数字で明確に記入し、金額の頭書に「¥」を必ず記入してください。
- (注3) 使用印は提出書類すべて同じものを使用してください。
- (注4) 法人の場合、住所、氏名は所在、名称及び代表者氏名と読み替えます。
- (注5) 入札書を書き損じたときは、再度作成してください。

委 任 状

受任者 住 所（法人にあっては所在地）
（代理人）

氏 名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

印

私は、上記の者を受任者と定め、次の市有財産の一般競争入札に関する一切の権限を委任します。

入札番号	所在地
1	中央区烏屋野三丁目603番1 外

令和 8年 7月 8日

新潟市長 様

委任者 住 所（法人にあっては所在地）
（申込人）

氏 名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

印

委任者 住 所（法人にあっては所在地）
（共有者・申込人）

氏 名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

印

委任者 住 所（法人にあっては所在地）
（共有者・申込人）

氏 名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

印

（注1）使用印は提出書類すべて同じものを使用してください。

（注2）法人の場合は、住所、氏名は所在、名称及び代表者氏名と読み替えます。

様式6（申込人が、未成年者、被保佐人等の場合）

同意書

令和 8年 7月 8日

新潟市長 様

住 所（法人にあっては所在地）

氏 名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

_____ 印

入札申込者との関係 _____

下記の者が入札に参加することに

として同意します。

入札申込者

住 所 _____

氏 名 _____ 印

様式 7

暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書

私（当法人・当団体）は、一般競争入札の参加申込を行うにあたり、下記の事項について誓約します。

記

- 1 私（当法人・当団体）は次のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成 24 年新潟市条例第 61 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（新潟市暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員であるもの
 - (4) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているもの
 - (5) 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているもの
 - (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの
 - (7) その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの
- 2 新潟市暴力団排除条例の主旨に基づき裏面名簿を提出します。名簿に記載されたすべての者は、暴力団員等であるか否かの確認のため、新潟県警察本部に対してこの名簿による照会が行われる場合があることに同意しております。なお、名簿記載内容は事実と相違ありません。

令和 年 月 日

新潟市長 様

〔法人、団体にあつては所在地〕
住 所

〔法人、団体にあつては名称及び代表者の氏名〕
(ふりがな)
氏 名

生年月日
(明治・大正・昭和・平成) 年 月 日

名簿（役員等一覧表）

【記載方法】

- ① 記載例に従って、役職、氏名、カナ、生年月日、性別、住所を記載してください。
- ② 法人の場合には登記事項証明書に記載されている役員全員及び支店若しくは事務所の代表者を記載してください。団体及び個人事業者の場合には代表者を記載してください。
- ③ 生年月日の記載について、T～大正、S～昭和、H～平成として、元号に丸をつけてください。
- ④ 性別の記載について、どちらかに○をつけてください。
- ⑤ 同一内容であれば任意の様式での提出も可とします。

法人・団体・個人名： _____

役 職	氏 名	カ ナ	生年月日	性 別	住 所
【記載例】 代表取締役 社長	新潟 太郎	ニイガタ タロウ	T S 31年11月11日 H	男 ・ 女	新潟市中央区〇〇1丁目1番1号
			T S 年 月 日 H	男 ・ 女	
			T S 年 月 日 H	男 ・ 女	
			T S 年 月 日 H	男 ・ 女	
			T S 年 月 日 H	男 ・ 女	
			T S 年 月 日 H	男 ・ 女	
			T S 年 月 日 H	男 ・ 女	
			T S 年 月 日 H	男 ・ 女	
			T S 年 月 日 H	男 ・ 女	
			T S 年 月 日 H	男 ・ 女	

* 上記に記載された個人情報については、暴力団員等の該当性の確認にのみ使用し、その他の目的には一切使用しません。また、その取扱いについては、新潟市個人情報保護条例を遵守し、適正に管理いたします。

【 入札参加申込受付会場・入札受付会場等 案内図 】



<会場案内>

●入札参加申込受付会場

新潟市役所本館 2階 財産活用課

令和8年4月23日（木）から令和8年6月22日（月）まで（土日祝を除く）

受付時間：午前9時から午後5時まで

●入札当日受付会場

新潟市役所本館 2階 財産活用課

令和8年7月8日（水）午前9時から午前9時50分まで

●入札会場

新潟市役所本館 2階 入札室

令和8年7月8日（水）午前10時から

<交通手段>

JR新潟駅より、新潟交通バスで市役所前下車 所要時間15分

新潟駅バスターミナル6番線 路線番号：B1（萬代橋ライン）

【 問い合わせ先 】

<入札物件、条件に関すること>

〒951-8553 新潟市中央区西堀通6番町866番地（NEXT21）

中央区役所地域課（中央区役所5階）

電話：025-223-7025 FAX：025-223-3660

メール：chiiki.city.niigata.lg.jp

<入札全般に関すること>

〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1

新潟市財務部財産活用課（市役所本館2階）

電話：025-226-2382 FAX：025-228-3010

メール：zaisan@city.niigata.lg.jp